

告 示

埼玉県告示第二百五十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により和光市中央第二谷中土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告する。

令和四年三月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕